

令和3年度普通会計決算認定特別委員会

令和4年10月17日（月）

[委員会の概要 経営戦略部・監察局関係]

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会します。（14時30分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

まず、理事者から説明を受けることにいたします。

伊藤経営戦略部長

令和3年度決算に係る主要施策の実施状況及び決算の概要につきまして、令和3年度普通会計決算認定特別委員会説明資料により御説明申し上げます。

説明資料1ページを御覧ください。

令和3年度の主要施策の成果の概要については14点ございます。

第1点目は未来につなげる広報広聴の推進でございます。

高齢者や障がい者、外国人などダイバーシティの視点に立つとともに、県内外はもとより海外からも、より多くの徳島ファンを獲得するため、SNSをはじめ多様な媒体を活用し、ターゲットを絞った戦略的な情報発信に努めました。

第2点目は私立学校の振興でございます。

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができる環境を構築するため、私立高等学校等に対する授業料軽減補助等を行うことにより、私立学校の振興に努めました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、私立高等学校等が行う感染症対策への支援等を行いました。

第3点目は行財政改革と適正な人事管理の推進でございます。

本県行財政を取り巻く厳しい現状を踏まえ、徹底した行財政改革に取り組むとともに、多様な働き方の推進によるワーク・ライフ・バランスの確立に取り組みました。

また、適正な人事管理に努めるとともに、職員研修の充実を図り、戦略的な人財の育成に努めました。

第4点目は職員のメンタルヘルス対策の推進でございます。

職員が心身ともに健康で、安心して働くことのできる職場づくりを推進するとともに、メンタルヘルス相談やストレスチェック、病気休暇中又は病気休職中の職員の円滑な職場復帰の支援などの対策に努めました。

第5点目は財政の健全性の確保でございます。

令和3年度の財政運営は、新型コロナ、人口減少、災害列島という三つの国難打破に向け、切れ目なく予算を編成し、ウイズコロナ時代を乗り越え、アフターコロナを見据えた未来への取組を推進しました。

また、財源確保にも努めるとともに、財政構造改革基本方針に基づき、歳入、歳出改革に取り組み、未来投資を支える持続可能な財政基盤の確立に努めました。

2ページをお開きください。

第6点目は公民連携による資産活用力の向上及び県有財産の活用、長寿命化の推進でございます。

PPP／PFI事業への県内企業の参画を促進するため、県内企業と県、市町村等で構成するプラットフォームを活用し、実務知識習得や企画・立案スキルの更なる向上を図りました。

また、徳島県公共施設等総合管理計画に基づき、長く、賢く使う最適化対策を推進するため、万代庁舎においては給排水衛生設備の大規模改修等を実施しました。

第7点目は県税収入の確保でございます。

税負担の公平性を確保するため、課税客体の適確な捕捉や早期課税、また厳正な滞納整理等に努めるとともに、県税収入未済額の大部分を占める個人県民税について、市町村への徴収支援を実施し、収入未済額の縮減に努めました。

第8点目は行政情報化、情報セキュリティ対策の推進及びデジタル社会の実現でございます。

庁内の情報ネットワーク等の機能強化と安定運用に努めるとともに、サイバー攻撃等、外部からの脅威に対する強固な情報セキュリティ対策を実施しました。

また、AIやRPA等、最新のテクノロジーを全庁展開することにより、業務改革を加速しました。

第9点目は効率的な総務事務処理の推進でございます。

総務事務の集約化によるメリットが最大限に生かされるよう、適正かつ効率的な事務処理を遂行するとともに、事務処理の不断の見直しや処理システムの改善に努めました。

3ページを御覧ください。

第10点目は職員の職務執行の適正確保及び事業評価の実施並びに情報公開制度、個人情報保護制度及び広聴事業の推進でございます。

職員の職務執行の適正を確保するため、公益通報制度に基づく調査や定期監察等の実施、内部統制制度の適切な運用に努めるとともに、県政運営評価戦略会議の運営等を通じ、本県ならではの事業評価を実施しました。

また、情報公開の総合的な推進と個人情報保護制度の適正な運営に努めました。

さらに、県庁コールセンターの運営やすだちくんテラスでの県政情報の提供など県民広聴事業の充実を図りました。

第11点目は農林水産関係団体等への検査の実施でございます。

農林水産関係団体、公益法人、私立学校、社会福祉法人等の適正かつ健全な運営を確保するための検査を実施しました。

第12点目は適正な条例案等の審査事務及び文書管理事務の実施でございます。

行政の円滑な執行に資するため、条例案等の適正な審査に取り組むとともに、文書管理事務を適正に実施しました。

第13点目は適正な公金管理でございます。

歳計現金の運用や未収金対策の強化など、公金の適正な管理運用に努めるとともに、財務会計システムの安定運用と機能強化を図り、適正な会計事務を推進しました。

また、一般歳入金においてペイジー収納、スマホ決済、コンビニ収納など多様な納付手段を導入し、財務会計システムの環境を構築しました。

第14点目は入札事務の適正な執行及び公共工事の品質確保でございます。

入札制度の適正な運用を図り、公正性、競争性、透明性の確保された入札事務の執行に努めました。

また、工事検査を適切に実施するとともに、検査業務の効率化と公共工事の一層の品質確保に努めました。

次に、4ページをお開きください。

4ページから6ページにかけて、主要事業の内容及び成果について、事業内容、成果、決算額を記載してございます。計15事業ございまして、その内容につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、7ページを御覧ください。

一般会計の決算概要につきまして御説明申し上げます。

一般会計の歳入決算額でございます。

収入済額につきましては、表の一番下、左から4列目になりますが、地方交付税、県税などで3,882億2,596万3,910円となっております。その右側の不納欠損額7,454万4,599円につきましては、県税等の欠損処理を行ったものでございます。その次の収入未済額7億336万7,525円につきましては、県税等の未収入分でございます。

歳出決算額につきましては、8ページを御覧ください。

支出済額につきましては、表の一番下、左から3列目になりますが、地方債の償還金など1,395億622万1,064円となっております。その二つ右側の不用額につきましては、6億3,417万236円となっております。公債費の減少に伴う執行残等によるものでございます。

次に、9ページを御覧ください。

9ページから10ページにかけて、特別会計の歳入、歳出の決算状況につきまして記載してございます。港湾等整備事業特別会計など計8会計ございまして、その内容は、それぞれ記載のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、決算の概要説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

立川委員長

以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

福山委員

県においては、新型コロナ対策をはじめ、物価上昇への対応や防災、減災対策など県民の安全安心や福祉の向上を図るため、様々な施策を講じており、歳出が増加傾向にあると認識しております。一方で、安定的に行政サービスを提供するためにも、財政状況についてはその健全性を確保しておく必要があると考えております。

そこでお伺いしますが、これまで県においては財政構造改革基本方針を定め、その目標達成に向けて取り組んでおりますが、令和3年度決算を踏まえて財政構造改革の進捗状況

について説明願います。

福岡財政課長

委員のほうから、令和3年度決算を踏まえて財政構造改革の進捗状況について御質問いただいております。

令和2年度から令和4年度までの3年間を改革期間といたします財政構造改革基本方針では、公債費や県債残高の縮減、実質公債費比率の堅持、財政調整的基金残高の適正管理、この三つを改革目標に掲げて取り組んでいるところでございます。

この改革目標に対する進捗状況につきましては、公債費につきましては、臨時財政対策債や国の防災減災対策に係る新設地方債を除きまして、令和4年度末目標440億円未満のところ、令和3年度決算で443億円となっております。また、同様に県債残高は令和4年末目標4,800億円未満のところ令和3年度末で4,608億円。また、実質公債費比率につきましては、毎年度12パーセント台以下の堅持を目標としておりましたところ、令和3年度決算でも11.3パーセント。また、財政調整的基金残高につきましては、毎年度800億円堅持の目標のところ、令和3年度末で906億円と目標を106億円上回るなど、目標達成に向けまして順調に推移しているところでございます。

福山委員

令和4年度末に向けて設定している目標に対し、令和3年度末の決算においては順調に推移していることが分かりました。

今、説明いただいた中で目標の一つである財政調整的基金残高については、800億円の目標に対し、令和3年度末で906億円を達成したということですが、その要因をお願いします。

福岡財政課長

委員のほうから、財政調整的基金残高を増やすことができた理由はということでございます。

まず、これまで数次にわたりまして財政構造改革基本方針を策定いたしまして県債残高の縮減、有利な財源の獲得、また投資的経費の重点化など、徹底した歳入歳出改革に取り組んできたことが挙げられるというところと、次に、令和3年度におきましては、当初予算時点では、新型コロナの影響で県税などについて大きく減少すると見込んでおりましたが、県内の大口納税企業を中心に堅調な業績が見られまして、一定程度の税収が確保できたこと、また、令和3年度国の補正予算におきまして、経済対策の一環で地方交付税が増額されたところでもございます。

一方で、累積しております新型コロナ対策関連経費につきましては、地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金が活用できまして、県の一般財源を最小限に抑えることができたということから、令和3年度2月補正予算で減債基金に90億円の積立てを行ったことが基金が増加した主な要因であるというところでございます。

福山委員

基金の増加の要因は、これまでの財政構造改革の取組成果に加え、コロナ下でも堅調であった税収や国の補正予算による地方交付税の増額により目標を上回る基金を積み立てることができたとのことで理解いたしました。

基金の過度な積立てについては議論があることは承知していますが、大事なのは今後この基金の活用法であると考えております。そこで、お伺いしますが、今後この基金をどのように活用していくのか、お伺いいたします。

福岡財政課長

委員のほうからこの基金を今後どのように活用していくのかという御質問を頂いてございます。

これまで、財政調整的基金につきましては、800億円堅持の目標を掲げてございましたが、新型コロナ発生前の令和元年度に設定した目標であることや徳島文化芸術ホール、国府支援学校といった大規模プロジェクトを推進していく必要も出てきたところでございます。さらに、新型コロナの影響の長期化に加えまして、原油価格、物価高騰が加わるなど近年財政を取り巻く状況が大きく変化しているというところでございます。

また、歳入面におきましても、地方交付税制度において基金の積立財源となりました令和3年度の税収の増加につきましては、後年度の地方交付税の減額要因にもなり得ることから、交付税の減少への備えといたしましても、年度間の財政負担の平準化機能を担います財政調整的基金について目標額を上回って確保する必要が生じたものでございます。

このため、目標を上回る財政調整的基金につきましては、引き続き国への政策提言による財源確保に努めながらも、新型コロナや原油価格、物価高騰への迅速な対応、また、県政発展の礎となります大規模プロジェクトの着実な実施、そして、税収や地方交付税の急激な減少などの課題にも柔軟に対応できるよう活用してまいりたいと考えてございます。

福山委員

基金の活用方法については、新型コロナ、物価高騰の長期化、大規模プロジェクトの着実な実施、地方交付税の急激な減少といった将来に向けた備えということであり、その必要性については十分理解できるものであります。新型コロナや原油価格、物価高騰など目の前の課題もありますが、県勢発展に向けた長期的な視点での建設投資も多数控えております。

基金が増加していることに対し、様々な意見があろうと思いますが、現状では県における新型コロナや物価高騰などに対してしっかりと対応できていると考えておりますし、その上で将来の財政需要に対する備えとして基金を積み立てておくことは評価したいと思っておりますので、引き続き健全な財政運営に努めていただきますようお願いして、私の質問を終わります。

寺井副委員長

たばこ税についてお聞きしたいと思えます。

確か、私が議員になったときには、徳島県全体で60億円近くのたばこ税が入っていたと思うわけですが、徳島県には十五、六億円あったのかと思えます。

その後、喫煙の世界が厳しくなってきた中で、令和3年度のたばこ税というのは幾ら入っているんでしょうか。

福田税務課長

たばこ税の税収でございますが、令和3年度につきましては約8億円入っております。

寺井副委員長

たばこ税が8億円ということは、私の最初に議員になったときからだったら半分になっているということなただけけれど、今のこの8億円の基準というか、何によってこの8億円になったのかというのは分かりますか。

福田税務課長

8億円になったたばこ税の税率についてよろしいでしょうか。

たばこ税の税率につきましては、1,000本につきまして県分が1,070円、市町村税分が6,552円、国分が7,622円となっております。日本たばこ産業株式会社等が毎月の売渡し分を翌月の末日までに申告して納付しております。580円のたばこ1箱当たりで税額を例に挙げますと、県分が約21円、市町村分が約131円、国分が約152円、消費税が約53円となっております。

寺井副委員長

確か、たばこ税というのは1箱につき62パーセントが税金ですよ。ということは、それが年間2兆円余りです。半分は地方交付税となっておりますから、360円の半分180円ぐらいのたばこ税が入っているんです。8億円は徳島県にとっては微々たるものかもしれませんが。

これが確か旧国鉄の利子補給に3,000億円とかいう話もあるのは事実でしょうか。分からない。じゃあ、いいです。

私が聞いているのは、たばこを吸う人が吸った税金の3,000億円を借金の利子補給に出していると。税の公平性からいえば、本当に国というか旧国鉄の借金を愛煙家の方が払っている。つい最近では、国防費が上がるとか何とか言っている中で、たばこ税をとというような話もちらっと出ているんですけれども、もってのほかだと思っております。たばこ税で国が守れるのかと私は思っているんですけれども、そんな理不尽なところがあるわけでございます。

確か3年ぐらい前に、総務省が局長通達で、たばこ税を使ってたばこを吸う人吸わない人が共存できる社会を作っていくかなくてはいけないということで、たばこ税を使って喫煙室のような分煙施設を造ってくださいというようなことがあったわけでございますけれども、その局長通達というのは今も生きていますでしょうか。

吉田管財課長

ただいま委員から、局長通知について御質問を頂きました。

委員がお話しされた総務省の通知につきましては、一番最近でございますと平成4年1

月20日に、総務省の自治税務局から各都道府県、県税制担当課及び各都道府県の市町村担当課などに宛てました事務連絡の中で、同じ趣旨の通知が出されてございます。

寺井副委員長

それは、今まだ生きているというか、継続されているわけですか。

（「はい、さようでございます」と言う者あり）

ということは、徳島県としてはその局長通達があつてからどういう動きをしたのか教えてほしい。

吉田管財課長

先ほど委員からお話のあつた通知につきましては、その中身が、委員から少し御紹介いただきましたけれども、望まない受動喫煙対策の推進でございますとか、今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め地方公共団体が公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう引き続き促すこととするとされまして、さらには、健康増進法も踏まえまして、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方たばこ税の活用を検討していただきたいという内容でございました。

議会棟の喫煙専用室につきましては、日本たばこ産業株式会社様からの寄附によりまして、それ以外の管財課所管の喫煙所につきましては一般財源によりまして整備を行ってございます。その他の県有施設における屋外分煙施設等の整備につきましては、令和2年4月1日の健康増進法の全面改正に併せまして、一旦整備は終わっていると認識しているところでございます。

今後、新たな県有施設の設置に伴います新たな屋外分煙施設等の設置でございますとか、現在設置しております屋外分煙施設等の更新の際には、財政当局とも十分協議しながらこの通知の趣旨を踏まえまして、地方のたばこ税の活用を積極的に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

寺井副委員長

たばこ税は、先ほどの話だと毎月の売渡し分を翌月の末日までに申告していただけるという非常に有り難いです県としてはたばこ税にそんなに重きを置いていないんだらうけれど、税金は10円でも100円でも高く徴収できればいいということからいえば、今お話はあつただけれど、もう少し積極的な対策をとるといったことはないのか。

吉田管財課長

先ほどのお話の中にも少し触れさせていただいたんですけれども、現在の県有施設におきましては一応整備が終わっていると認識しておりまして、新しくできる施設への整備や今の設備を更新する際には、先ほどの通知の趣旨を踏まえた地方たばこ税の活用について積極的に検討させていただきたいということでございます。

寺井副委員長

いわゆる愛煙家の消費者が、今、日本で1億人を超えての人口がある中の、大人の世界ですけれども、1割強、2割はもう切っていると思うんですけれども、そういう人たちがいるということです。現実はこの県庁を見ても、JTから寄附していただいたところへ愛煙家の皆さん方、職員の皆さんが来て吸っています。もう少しきちんと整備をして、そんな遠いところまで来なくても吸えるようにするつもりは全然ないんでしょうか。

吉田管財課長

喫煙所に関しましては、議会棟の御紹介をさせていただきましたけれど、万代庁舎におきましては、屋上のほうに健康増進法の趣旨を踏まえた屋外の分煙施設を整備してございます。万代庁舎の県の職員等につきましては、そちらのほうで今のところ特に不満等のお話はお聞きしていないので、現状の設備としては足りていると思っております。また県民の方や職員からのそういうもしお声があれば、今の委員のお話も踏まえて検討させていただきたいと思っております。

寺井副委員長

言葉を返して申し訳ないんだけど、例えば、今日は雨が降っていて、屋上まで行ってたばこ吸うという状況じゃないと思う。だから下へ来るのかも分かりませんが。やっぱりそれだけの税金、8億円といたら少ないんだろうけれど、それだけの税金を愛煙家の人たちが落としているということです。そういう総務省の局長通達があったような状況でございますので、共存していける社会を作るためにも、是非もう少し積極的にたばこ税を使って支援をしていただければ有り難いなと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

立川委員長

小休します。（14時57分）

立川委員長

再開します。（14時57分）

吉田管財課長

すいません。先ほど、寺井副委員長さんへの答弁の中で、直近の総務省通知について、平成4年と申しましたけれども正しくは令和4年の誤りでございました。訂正をお願いいたします。よろしく願います。

達田委員

今回の決算では、コロナ対策を中心にお尋ねをしているんです。

コロナ対策として、国から地方創生臨時交付金が全体で幾ら入ってきて、そしてコロナ対策に幾ら使って、繰越金が幾らになっているのかお尋ねいたします。

福岡財政課長

委員から、地方創生臨時交付金の全体としての交付額と使途、繰越額についての御質問を頂いてございます。

これまで多くの新型コロナ対策を行ってきたところでございまして、本県並びに全国知事会といたしましても政策提言を重ねてきた結果、国の地方創生臨時交付金などの財源確保がなされてきたところでございまして、こうした財源を有効に活用し、施策を講じてきたところでございます。業と雇用を守る観点、それから、暮らしと命を守る、こういった観点から事業を実施してきておるところでございまして。

まず、委員の御質問の交付額につきましては、令和2年度から令和3年度にかけて地方創生臨時交付金の配分額といたしましては約425億5,000万円でございます。その主な使途でございますが、例えば、飲食店での営業時間短縮要請に対する協力金を支給いたします飲食店営業時間短縮協力金支給事業、新型コロナウイルス感染症患者に接触する医療従事者の活動環境を整えるための特殊勤務手当を支給いたします医療従事者支援事業、また、厳しい経営状況に直面しております県内の中小・小規模事業者の事業継続を支援するための県独自の徳島県事業継続応援金、また、アフターコロナにおける公共交通機関の確保、維持を図るために感染防止対策や新サービス、新技術導入を支援いたします公共交通スマート利用応援事業、また、国のGIGAスクール構想の対象外であります県立高校及び特別支援学校高等部生徒が使用いたしますタブレット端末を配備する県立高校生等一人1台端末配備事業などに実施をしているところでございます。

また、3点目の御質問でございました繰越しの額でございます。令和4年度に繰り越した額といたしましては約40億6,000万円で、2月補正での計上もございまして事業執行上翌年度に繰り越したものです。令和4年度に繰り越した分につきましては各部局において鋭意執行に努めているところでございます。

達田委員

財政の健全性の確保ということで述べられているんですけども、コロナと人口減少と災害列島という三つの国難打破に向けて、切れ目なく予算を編成していきました。それから、ウイズコロナ時代を乗り越えてアフターコロナを見据えた未来の取組を推進したということなんです。

今、コロナの状況がアフターコロナと言えるのかどうかというので、ちょっと疑問もあるんですけども、こういう状況の中で、令和3年度の決算を見据えた上で、令和4年度以降に主にどういうふうな取組をしようとしているのか、お尋ねしておきたいと思えます。

福岡財政課長

委員から今後どのように取り組んでいくのかという御質問を頂きました。

コロナ対策の実施に当たりましては、感染状況に応じて切れ目ない対策をタイムリーに行うことが重要と考えております。そのためにも、十分な財源を確保していく必要があることから、本県並びに全国知事会といったところから、重ねて政策提言を行ってきた結果、地方創生臨時交付金が創設され、また、その後も数次にわたり増額がなされてきたところでございます。

また、県議会におかれましてもそういった趣旨に御理解を頂いて、数次にわたります補正予算をお認めいただき、全庁挙げて事業執行に取り組んできたところでございます。

今後につきましても、新型コロナの感染拡大防止と社会経済活動の回復という背反するものではございますが、地方創生臨時交付金をはじめとする国庫補助金といったものを最大限活用いたしまして、必要な財源確保に努めて、業と雇用を守り、県民の暮らしと命を守ることができるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

達田委員

令和2年度からこういう予算が大々的に付くようになりまして、過去になかったことだと思うんです。ただ、令和4年度で終わってくれたらいいんですけども、いつ終わるか分からないというような状況で、暮らしがどうなるんだろう、健康状態が守れるんだろうとかいろいろな県民の皆さんの御意見とか御要望があると思うんです。そういう県民の皆さんのいろいろな御意見、御要望に沿った予算編成を今後とも続けていただく。そして、この令和3年度の決算が生かされてくるように是非お願いしておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それと、もう1点なんですけれども、主要施策の成果の概要の4なんですけど、職員のメンタルヘルス対策の推進ということで、メンタルに関する相談件数が328件ありましたよということなんですけれども、このうち病気で休職した、あるいは病気で治療したとか、そういう状況は分かるでしょうか。何人おいでたのかというのは分かるんでしょうか。

和田職員厚生課長

令和3年度のメンタルヘルスの相談件数ですが、その内訳につきましては一番多いのは、職場の上司から休職している職員の試し出勤を含む職場復帰に関する相談が106件になっております。続いて多いのは、毎年ストレスチェックを職員対象にやっておるんですが、こちらのほうで高ストレスとなった職員による相談が57件、仕事に係る相談が57件、御自分の病気の相談が37件と続いております。

達田委員

メンタル不調、心身が壊れてしまったという原因を調べられているのか。それから、過去に比べてどういう状況になっているのか。その点が分かりましたら報告をお願いいたします。

和田職員厚生課長

それでは、先に精神疾患による30日を超える長期の病休、また休職者の数の推移についてでございますが、令和元年度については65名、令和2年度が69名、令和3年度が92人と増加傾向にあるところでございます。

原因についてですが、全国的にも同様の増加傾向がございまして、総務省によりますと、全国の自治体での休職者の増加の要因につきましては、新型コロナウイルスや災害対応などにより自治体職員の業務量が増加していること、またクレーマー等への対応の増加、さらに職員側に一般の方からの専門的な知識が要求され負担が増加傾向にあることな

どから増加していると推測されております。

達田委員

メンタルヘルス対策というのは一つだけやってもなかなか解決しないと思うんです。やっぱり働きやすい職場づくりをしないと、職員さんが体を壊しているのでは県民の健康は守れないと思うんです。職場の中の働きやすさといいますと、パワハラとかそういうハラスメントがないのかとか、長時間労働でくたくたになっていないのかとか、そういうのを一つ一つ点検していって解消していくことが大事だと思うんです。

職員一人一人が持っている能力を最大に出して働けるような健康的な職場であるように、今後とも取組を進めていただきたいと思いますので、お願いをして終わります。

古川委員

私からも1点だけ。

主要施策の成果の概要の中で、職員研修の充実を図り、戦略的に人財を育成したとあります。本当に職員の研修は重要だなと思っています。ただ、県庁はいろんな仕事がありますので職員研修がすごく難しいなと思っています。専門職や技術系の職員の場合は、同様の仕事をする場合が多いので割と比較的やれていると思うんですけれど、事務系の職員の場合は基本的に3年前後ぐらいでいろんな仕事に移っていくわけです。そういう中で、どうやって短期間に専門性を養っていくかというのは重要なんだけどなかなかできていないところかなとすごく感じています。特にチームの中心となる人については最先端の、うちの県の場合だったら国との連携がすごく大事なので、国がどのようなことを今考えて取り組んでいるのかとか、また、業界がどのような課題を抱えているのかとか、そのあたりをやっぱり異動して早いうちに把握した上で、チームを運営していく体制が必要なんかなと思いつつながら、なかなかできていないというか、難しいなと思っています。

ただ、そうなる経営戦略部で何かというのは難しく、職場職場でもう任せるしかないとなかなか進まないんだろうと思うので、やっぱり何らかの工夫が必要かなと思うんです。答えが出ていたらもうやっていますみたいな話にもなるだろうと思うんですけれども、そのあたりの工夫を何か考えていってほしいなと思っていますけれども、どうでしょうか。

高崎人事課長

ただいま古川委員より職員研修について御質問を頂きました。

様々な課題に広い視野を持って柔軟に対応ができる資質や能力を発揮できる人材、また高度な専門性を備えた人材の育成がますます重要になってきていると認識しております。自治研修センターで時機に応じた研修を行っていることはもちろんなんですけれども、それに加えまして、国、他県、また専門の研修機関といったところに職員を派遣することで職員の能力開発を行っているところでございます。

今、委員から国の動きというのをいち早く把握した上でといったお話も頂きました。例えば、本県の場合、関西広域連合に所属しておりますので、関西広域連合それぞれの県がやっている研修にお互いが参加することによっていろんな意見交換もできますし、国の動

きに敏感に応じた幅広い研修に参加することも可能となっております。

令和3年度につきましては新型コロナウイルスの影響もございまして、関西広域連合の研修がオンライン研修となってしまいましたけれども、延べ43人と多くの職員が参加しているところでございます。今年度につきましては少し落ち着いて、実際に参加する研修も増えてきておりますので、そういったところに実際に参加をすることによって、それぞれの府県同士の意見交換ができると思っておりますので、あらゆる機会を通じて職員の能力開発に努めてまいりたいと考えております。

古川委員

分かりました。県庁の所属が100余りあって、それが担当ごとになるとその数倍あるわけですね。担当ごとでそれぞれ課題があるわけです。私も議員になってからいろんな省庁の話の聞いたりする機会もあります。総括的な話を聞くと、全体がつかめてすごく勉強になる、そういった研修が幾つかありますのでそういうものに積極的に、特に異動後のできるだけ早い時期にそういう機会を増やしていく。しっかり旅費を付けてあげるとか、そのあたりは人事課ではなく財政課になるかも分かりませんが、いろいろ配慮しながら、国の場合は各省庁で採用されるので専門性が高いんですけど、県の場合は総合職なので、そのあたりの研修の在り方みたいなのもう一回議論してもいいのかなと思いますので、またよろしく願いいたします。

何かあればどうぞ。

高崎人事課長

職員の研修につきまして、御質問を頂きました。

もちろんそういった国や他県に行く派遣研修もございまして、職場での職場研修も大変重要だと思っております。それぞれの職場において、その職場で足りなければ、研修機関に出向いて行って研修というのにも必要に応じて実施しているところでございます。また、専門的な研修については人事課でも専門能力向上研修等の仕組みを作りまして、そういったところで専門的な知識を得られるような仕組みづくりも行っているところでございます。

研修につきましては、いろんな手段を通じまして、研修センターで行う一般研修、特別研修はもとより職場研修、それから派遣しての研修、自ら研修をしたいというところで自らテーマを決めて研修するようなメニューも用意しておりますので、あらゆる機会を通じまして職員の資質を向上いたしまして、勤務能率の発揮、また、増進を図りまして、県行政の民主的かつ能率的な運営に資するよう努めてまいりたいと考えております。

古川委員

しっかり進めてほしいと思います。実務的な部分は職場の仕事の中で覚えていくということでもいいと思います。ただ、大きな方向性やどういうふうに関引張っていくとか、そのあたりはなかなか職場の中では培われない部分があると思いますので、そういう部分もちょっと考えて行ってほしいなということです。

吉田委員

一つだけお伺いします。今、県が保有している車の種類と台数を教えてほしいんです。

種類というのは、ガソリン車、ハイブリッド車、EV車、燃料電池車、ディーゼルがもしあれば、そういう種類と台数と令和3年度にもし買換え等があった場合、何を買ったのかということをお聞きしたいと思います。

吉田管財課長

ただいま、県の公用車の内訳について御質問を頂きました。

前後するんですけれども、まず、令和3年度の県の公用車の更新につきましては全部で65台更新してございます。その内訳は、燃料電池車、いわゆる水素のものが3台、それからハイブリッドの自動車が15台、燃料電池車とハイブリッド車は、いわゆる電動車と言われるものです。それ以外のものが47台ございまして、その内訳は軽自動車が18台、小型貨物車が18台、普通貨物車が1台、普通乗用車が2台、特種自動車が6台と、小型特種車両が2台ということで全部で65台更新しております。

現在、県の公用車の全体の数は、令和4年8月31日現在で869台ございまして、手元のデータですと、電気自動車4台、燃料電池車、水素のものが5台、プラグインハイブリッドが3台、そしてハイブリッド車が125台ということで、いわゆる電動車の台数は137台とつかんでいるんですが、それ以外の内訳は今すぐに数字が出てこないの、また後から御説明したいと思います。

吉田委員

大体分かりました。令和3年度に購入しているのが水素自動車3台、ハイブリッド車15台。令和3年度に購入しているEV車はありましたでしょうか。

吉田管財課長

令和3年度におきましては、いわゆるEV車という電気自動車については、購入の実績はございません。

吉田委員

環境部局のほうで水素自動車がパトカーも合わせて7台ということをお聞きしたんですけれども、EV車がすごく少ないということですが、県のほうではこの買換えなどについて何か計画みたいなものはあるんでしょうか。

吉田管財課長

その前にまず国の動きなんですけれども、温室効果ガスの排出の削減等のための実行すべき措置ということで、いわゆる政府実行計画が令和3年10月22日に改定されまして、国のほうでは代替可能な電動車、この電動車といいますのは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車の四つを指すものでございまして、代替可能な電動車がない場合等を除いて、新規購入、更新については2022年度以降全て電動車とし、いわゆるストックという使用する公用車全体でも2030年度までに全

て電動車とするとということが盛り込まれてございます。

この動きに遅れないように、県におきましても同じように2030年度までに特殊な車両等を除きまして、新規導入，更新する車両につきましては，2022年度以降，原則全て電動車にすると方針を立て，県の公用車導入要領についても令和4年4月からその流れに合わせて改定をさせていただいたところでございます。

吉田委員

2022年以降は，全て電動車ということにするというようなことでした。

その実行計画の中の電動車というのは，EV車だけでなくプラグインハイブリッドとか，ハイブリッド車も含むとおっしゃったんですけれども，県は令和3年度の買換えでたくさんハイブリッド車も買っているということで，実行計画に基づいて着々とやっていくということだと思えるんですけれど，今把握していらっしゃるでしょうか。

吉田管財課長

今の御質問でいえば，電気自動車というのは全て電気でやる，いわゆる電費ということで，全くガソリンをしませんので燃費の考え方が少し違います。あと，燃料自動車につきましては水素が主原料でございますので，そこを電気自動車と水素自動車と言われる燃料電池自動車についての燃費に換算して幾らになるということは，今すぐには持っておりません。ただ，プラグインハイブリッド自動車とか，ハイブリッド車につきましては，いわゆる通常のガソリン車に比べて2倍から3倍ぐらい燃費がよくなるというふうに一般には言われておりますので，そういう意味では，温暖化防止のためにそういう燃費のいい車は公用車にどんどん導入していくことには非常に意義があるのではないかと考えてございます。

吉田委員

燃費というのが1リットルで何キロ走るかと一般的には言われてはいますが，電気になった場合，リットルとは全然違ってくるんですけれども，費用の面で比較したいろんな資料があるんです。

私はハイブリッド車のアクアに乗っているんですけれども，ガソリンは使うわけなんですけど，うちの家の者が乗っている電気自動車のリーフを2021年の燃費の費用で比べた場合，1,000キロ走行するのにハイブリッド車は4,700円ぐらい，電気自動車のほうは3,850円なんです。この当時より，ガソリン代が大分上がっていますし，電気料金も上がっているんですけれども，多分その差は余り変わっていないと思うんです。電気自動車のほうが安いんです。

車体本体の値段がちょっと高くはなると思うんですけれども，環境の面ではやっぱりEV車のほうが今ハイブリッド車より優れているんです。NOxなんかも余り出さないし，もちろん何の電気を買うかによってはCO₂を出すことになるんですけれども，そういういわゆる経費の面での燃費というのも優れてきているのです。去年はEV車を購入していないということなんですけれども，この大まかな実行計画に基づいて年度更新のときにはハイブリッド車を増やしたり，EV車の割合を増やすことをよく考えていただきたいと思います。

う趣旨の質問なんです。燃費と車体の値段で言えば燃料電池車はもっとEV車よりも高いと思うし、EV車の走行距離もすごく伸びてきているので、使い勝手も優れてきていると思います。

今、世界ではEV車の割合が、新規購入はもっと多いんですけど、割合でもう8パーセントになっているそうで、御存じのようにヨーロッパではもうEV車以外は購入したらいけないことにもうすぐなるような流れになっておりますので、県有施設の脱炭素化で建物とか再エネにも取り組んでおられますけれども、脱炭素の大きな部分を占める運輸という部分でも、県庁舎もなるべく車のほうもEVにシフトして、今後取り組んでいっていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

吉田管財課長

ただいま、県の公用車の電気自動車化について御質問を頂きました。

委員がおっしゃったとおり、電気自動車についてはその元の電力がクリーンであれば二酸化炭素を出さない、非常に効果があるというのは私どもも承知してございます。

ただ、委員も先ほどおっしゃったとおり、実は電気自動車につきましてはランニングコストについては安いんですけども、最初のイニシャルコストというか最初にお金については非常に高価になってございます。例えば今年度、軽自動車ですと日産と三菱から軽の電気自動車が出たんですけども、その値段は国の補助金を入れても200万円を超えるような状況でございます。その値段ですと、実は同じ値段でハイブリッドの自動車、多分アクアクラスであれば購入できるというふうに考えてございます。

実は、そのアクアクラスですと、走行距離でいくとガソリンを満タンにすると恐らく800キロぐらい走れるかなと思うんですけども、今御紹介した軽の電気自動車ですと、カタログ値で200キロですので、実際に走行するとなると実際のそれよりも少なく160キロとか150キロぐらいしか走れないというのもあると思います。あるいはエアコンとか暖房をつけると当然燃費も悪くなるとも言われてございます。

そういったことも含めまして、もちろん先ほど御紹介いただいた中に、2035年度までにEUとアメリカのカリフォルニア州ではガソリン車の販売を禁止するという流れもございますので、県全体の公用車の電動化の中で電気自動車の導入についても、今後積極的に、財政当局のほうとも協議しながら検討させていただきたいと考えてございます。

吉田委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

令和3年度のEV車への更新がゼロというのはちょっとショックな数字だったんですけども、初期投資が掛かるということで財政のほうにもお願ひしたいと思ひます。県が率先してすることで、やっぱり県民の皆さんの意識も変わってくると思ひますので、よろしくお願ひします。

立川委員

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

扶川議員

情報公開制度の運用についてお尋ねいたします。

令和元年度から令和3年度までの公文書公開請求総数、不服申立数、それから採決数、それから年度末に未処理になった件数、そういうものを教えてください。

河井県庁ふれあい室長

ただいま扶川議員より、情報公開請求に係る不服申立ての処理の状況で、令和3年度末の数字を御質問いただきました。

令和3年度末で申し上げますと、前年度からの繰入れが255件、当年度不服申立てが24件、採決等が27件、令和3年度の未処理といたしましては252件でございます。

扶川議員

令和元年度から聞いたんですけれどもいいです。令和3年度の請求の総数だけ教えてください。

河井県庁ふれあい室長

令和3年度の全請求件数につきましては996件でございます。

扶川議員

そうしたら、これは前に資料を頂いていますので分かるんですけれども、不服申立てをして未処理となっている件数は平成24年度で10件だったんです。それから、5件、9件、9件と減ってきてたんですが、平成28年度に52件、平成29年度に91件、平成30年度に137件、令和2年度で255件、令和3年度では252件ということで250件を超える状況になっているんです。申立てに対して採決数、審査が追い付いていないんじゃないですか。

河井県庁ふれあい室長

処理が追い付いていないのではないかと御質問を頂きました。

このように増えた原因につきましては、審査請求の件数が平成28年度を境に大幅に増えておりまして、これは特定の者からの審査請求が多数あったため、それが要因であったと考えております。

扶川議員

特定の人から審査請求があったとしても、結果としてその処理が追い付いていないのは客観的な数字なんです。平成30年度は20件、令和元年度18件、令和2年度は29件、令和3年度は27件の採決がされていますけれども、不服申立てが上回る年は採決の数が追い付いてなくて未処理が増えていくわけですよ。どういう対策をとって解消していこうとお考えですか。

河井県庁ふれあい室長

ただいま、未処理が多くあり、今後どのように対処していくのかという御質問を頂きました。

審査請求を受けた多くの案件につきましては、決定処分において非公開とされた情報の公開を求めるものでありまして、その情報の特性として一度公開されますと取り返しのつかないものであることから、審査請求の処理に当たりましては実施機関である審査庁及び審査会においても慎重な取扱い、審議が求められているところでございます。

また、審査会は外部の第三者機関でありまして、開催回数や審議時間にも制約がありますが、そのような中でも類似事案の一括審議や最新の答申例や判例事例の収集、研究、また、論点整理の資料作成など、委員の御協力を得まして審議の効率化に努めているところでございます。

扶川議員

1件当たりに掛かる時間は最短、最長でどのぐらいですか。平均的にどのぐらいですか。教えてください。

河井県庁ふれあい室長

ただいま扶川議員より、不服申立てから採決までどのぐらい掛かっているのかという御質問を頂きました。

過去3年間を見ますと、最長は5年でございまして、最短は実施機関で却下した場合は1か月程度でございまして、平均にしますと過去3年間は1年10か月程度でございまして。

扶川議員

私も申立てしたことがあるんですけど、5年までいかなかったけれど回答いただけるのに数年掛かりました。却下ですけど。その頃にはこの問題というのは時期が過ぎていまして意味がないので訴訟までやりませんでしたけれど、これでは結果が出た頃にはデータが必要なくなってしまうという形で、県民の知る権利が十分保障されていないんじゃないか。慎重に審議されるのは分かりますけれど、それであれば体制を増やすとかして、もっと短縮化をすべきだと思います。

そもそも、今どのぐらいの期間でやらなければいけないというルールがないんですよ。きちんとゴールを設けてやらないと、県民の知る権利の保障ができないと私は思うんです。どのようにお考えですか、教えてください。

河井県庁ふれあい室長

ただいま扶川議員から、審査請求に時間が掛かり、それに対して標準的な処理の期間を定めていないのではないかという御質問を頂きました。

情報公開に関する審査請求が行われた場合は、徳島県情報公開条例に基づきまして、審理の手続が行われるところでございますが、同条例や規則等におきまして、手続に関する標準処理の期間は現在定められておりません。標準処理の期間の定めは、行政不服審査法第16条におきまして努力義務となっておりますが、事案によって審議に要する時間も異なりまして、あらかじめ期間を定めることが実際に困難であるというふうに考えております。

扶川議員

法律で努力義務となっているんですから定めてもいいんじゃないですか。どうしても難しいときには長くなってもいいという例外を設けたらいいんですよ。

県民の知る権利を保障するということが非常に大事なことなんですから、それをないがしろにしているということになってしまうと思うんです。おかしいと思いますので、是非、改善を求めておきたいと思うんですよ。

ここで、そのほかの議論も聞きたいことがあるので、それは意見として申し上げておきます。

私も公開請求して、その結果、一部又は全部が非公開になった場合の通知を見ますと、右端に条例の該当条文が書かれているんですけども、それだけなんです。これだけじゃ内容が分からないよということで、先日も本会議で特別交付税の問題で説明を求めましたけれども、担当課は条文の内容以外、何にも答えてくれませんでした。

徳島県の情報公開条例というのは、第1条で県民の知る権利の尊重と県の説明責任をうたっておりまして、それによって県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することが条例の目的になっているんです。この黒塗りを公開しなかったことによって、県民の理解、信頼を深めるどころか、今、県は3町から訴えられているんですよ。正に県の情報公開制度にも反するような運用がされた結果だと私は思います。

制度の所管課として、公開しないことについて具体的な説明をしようとならない姿勢というのはこの条例に違反するんじゃないか。少なくとも、その精神に反するんじゃないかと思うんですが、見解をお伺いしたいと思います。

河井県庁ふれあい室長

ただいま扶川議員から、公開、非公開の実施機関の決定についての所管課としての意見について質問を頂きました。

公開、非公開の決定に当たりましては、実施機関において徳島県情報公開条例解釈運用基準等を参考に、個別具体的に適正に判断され出されているものと認識しております。

制度所管課におきましては、実施機関から情報公開制度に係る相談等を受けた場合は、制度の解釈、過去の事例、情報公開審査会での答申例などについて助言するなど、適正かつ円滑に制度の運用に努めているところでございます。

扶川議員

では、それ以上説明しなくていいよということで、本会議の私の答弁に対しても、所管課としてそういうアドバイスをされたんですか。

河井県庁ふれあい室長

公開、非公開の決定につきましては、実施機関において個別具体的に判断して決定されていると認識しているところでございます。

扶川議員

ちょっと安心しましたけれど、所管課までそんなことやっていたらおかしいと思いますから、意見を求められていなくて実施機関のほうで判断したというのであれば、実施機関のほうに聞くべきです。

ここには、県の特別交付税を所管する課もおりますから聞きますけれど、国から県への特別交付税について、県は省令第5条第3号のロによる特殊財政需要分の算定方法について説明を求めたことは過去にありますか。また、求めているいんであれば、どうして求めないのかということをお教えください。

福岡財政課長

扶川議員から、県の特別交付税の算定内容について国に説明を求めたことはあるかと、またない場合にはその理由はということでございます。

特別交付税と申しますのは、その算定に際しまして、普通交付税の画一性や算定期間によりまして反映することができなかった具体的な事情が考慮されるなど、客観的基準を特に重視する普通交付税の機能を補完する制度として位置付けられております。このため、本県の特別の財政需要に基づきまして、国に対し直接説明を行い、総額の確保に努めているところでございます。

特別交付税の算定につきましては、特別交付税に関する省令において定められておりまして、災害関連経費などの特別の財政需要について算定根拠となる項目や算定方法が定められているところであり、算定に当たっては特別の財政需要の内容に応じて本県から総務省に対して説明を行いまして、当該年度の特別の財政需要の性質に基づき、国において適正に算定が行われておるといふふうに考えていることから、これまで国に対し説明を求めたことはございません。

扶川議員

要は国を信頼しているからというんです。信頼関係が崩れたら質問しないといけませんよ。今、町が県にしてやっているのと同じことです。

特別財政需要分は28項目ありますけれど、28項目については、その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であることという規定がありまして、省令のそれまでの全ての規定に当てはまらない項目であっても、国に要請することができるというふうに聞いています。

知事は、記者会見なんかで県や市町村への特別財政需要分を国からできるだけたくさん

もらってくるのが知事の仕事だということをおっしゃいましたが、今の答弁では、国に任せておいても客観的基準でやってくれるだろうから、それ以上言わなくても当たり前にくれるんだというように聞こえました。それなら別に知事の努力なんか要らないじゃないですか。財政担当者だけ行って、頭を下げてくればそれで公平にやってくれるじゃないですか。そうじゃないから、知事はわざわざ東京へ出向いて、少しでもたくさん取ろうという努力をしているんじゃないですか。

市町村担当者から聞きましたけれど、特別交付税は、県に下りるものでも市町村に下りるものでも、政治的にしんしゃくされるもんだと、常識的にそう理解しています。だから、知事が一生懸命陳情するんじゃないですか、違うんですか。これだけお答えいただいて終わります。

福岡財政課長

先ほど申しましたように、特別交付税の算定に当たっては、特別交付税に関する省令において定められておるというところで、災害関連経費など特別な財政需要について算定となる項目、算定方法が定められているところということで、こうした本県の特別の財政需要につきましては、事務レベルでの資料の提出やヒアリングはもちろんでございますが、知事のほうからも国に対し、直接説明を行っていただき、本県の財政状況をしっかりと説明し、把握していただいた上で、国において適切に算定されたものと考えてございます。

立川委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

これをもって、本日の委員会を閉会いたします。（15時43分）